

中央環境審議会総合政策部会の小委員会の設置について

令和 5 年 10 月 10 日

総合政策部会決定

令和 6 年 月 日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会総合政策部会の小委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会総合政策部会（以下「部会」という。）に、風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会においては、陸上風力発電に係る環境影響評価について、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方を審議するとともに、洋上風力発電に係る環境影響評価制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を審議する。
3. 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
4. 小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

以上